

# 栃木県アンサンブルコンテスト審査内規

平成21年4月1日

- 第1条 この内規は栃木県アンサンブルコンテスト実施規定第20条に基づき審査および判定について定める。
- 第2条 審査員は演奏を「技術」と「<sup>表現</sup>芸術」の2項目について15段階【1～5（1点間隔）5.5～10.0（0.5間隔）】で評価する。
- 第3条 審査結果の処理は、審査集計係が行う。
- 第4条 審査集計係は審査委員の評価のうち審査項目ごとの合計点に基づき各部門ごとに金：銀：銅＝3：4：3の比率を目安にしてグループ分けを行い、審査員の了承を得て賞並びに代表を決定する。  
ただし、代表決定にあたっては、金賞受賞グループ内での合計点による順位点を算出し、順位点の小さい順に代表を選出する。順位点が同点で選出が困難な場合には以下の方法により代表を決定する。
- ① 対象グループに対する各審査員の評価を比較し、上位点をつけた審査員数の多いグループを代表とする。
  - ② ①が同数だった場合は審査員による投票とする。
- 第5条 審査票並びに審査集計結果一覧表は出演グループに配付する。ただし、審査集計結果一覧表には「審査員名」および得点順に「グループ得点」を記載する。
- 第6条 この内規は常任理事会の議決により改定することができる。